

よくあるご質問

受講対象者について	
本研修修了後に、サービス管理責任者等として配置は可能か。	既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者として配置可能ですが、1人目のサービス管理責任者等としての配置は出来ません。
平成30年度以前に、分野別のサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を修了しているが、本研修の受講は必要か。	必要ありません。いずれかの分野を修了し、配置のための実務経験を満たしていれば、児童発達支援管理責任者を含む全ての分野で従事可能です。
埼玉県外の事業所に勤務（予定も含む）しているが申込できるか。	出来ません。本研修の受講対象者は、埼玉県内の事業所に従事している、もしくは令和5年度内に従事を予定している方のみです。ただし、埼玉県内の事業所に勤務（予定も含む）していれば、居住地は問いません。
実務経験について（サービス管理責任者）	
老人福祉施設に該当する施設はなにか。	「老人デイサービスセンター」、「老人短期入所施設」、「養護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「老人福祉センター及び老人介護支援センター」が該当します。上記以外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等は該当しません。
実務経験について（児童発達支援管理責任者）	
施設及び医療機関等において介護業務に従事する者とはなにか。	障害者支援施設、障害福祉サービス事業、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、病院・診療所、薬局、訪問看護事業所で従事している方を指します。
児童福祉等に関する施設、事業に従事する者とはなにか。	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業で従事している方を指します。
研修内容・日程等について	
共通・専門講義の動画時間は何時間か。	共通講義は約11時間、専門講義は約8時間です。
共通・専門講義の視聴はいつでもできるか。	実施要領に記載の研修期間中であれば、24時間視聴可能です。また、動画は日にちを跨いでの分割視聴や、複数回の視聴も可能です。
WEB演習の日程は選択できるか。	出来ません。演習日程は受講決定通知にて、お知らせいたします。
WEB演習に必要な機器はなにか。	インターネット環境、インターネットに接続できるパソコン、カメラ、マイク、スピーカー、インターネット有線接続用のLANケーブルが必要です。カメラ、マイク、スピーカーがパソコンに内蔵されている場合は、内蔵機器を使用頂けます。
応募要領について	
電子申請の内容に誤りがあったが、どうすればよいか	再度、電子申請を行なってください。受付番号は、最新の電子申請後に返信された番号を使用してください。
電子申請後、受付番号の案内メールが届かない。	迷惑メール等に振り分けられている場合がありますので、ご確認ください。24時間以内に届かない場合は、お手数ですが、お電話でお問合せください。
実務経験経歴証明書は、これまで勤務した事業所等から取り寄せる必要があるか。	ありません。複数の事業所（法人）等にて実務経験がある場合も、弊社ホームページからダウンロード頂いた様式にまとめて記入してください。現在勤務している事業所（法人）より一括で証明を受け、現在勤務している事業所（法人）印を押印してください。
返信用切手は台紙に糊付けしてよいか。	いいえ。切手をクリップで所定の箇所に止めてください。また、複数の切手を合算して140円として、貼付頂くことも可能です。